

議第 1 3 2 3 号

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）1 月 2 5 日付け 都計第 5 5 1 号の 3 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく
産業廃棄物処理施設の位置の件（合志市）

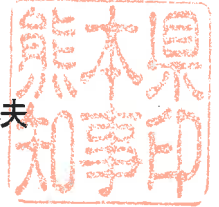
平成 3 1 年（2 0 1 9 年）2 月 6 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第551号の3
平成31年(2019年)1月25日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書き規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(合志市)
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付
議します。

産業廃棄物処理施設の位置について

(廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破砕施設：合志市)

施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類 及び木くず又はがれ き類の破砕施設)	合志市 ^{たかば} 竹迫字 ^{みなみどおり} 南通 1440 番 1 外 7 筆	36,631.76 m ²	【産業廃棄物処理施設】 廃プラスチック類 302.2t/日 木くず 606.9t/日 がれき類 1,337.9t/日

位置及び区域等は別紙表示のとおり

付議理由

申請者は、上記位置で、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設として平成 26 年 3 月に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、廃プラスチック類及び木くず又はがれき類の破砕施設を建設し操業中だが、今回その処理能力を上げるために施設を増設する予定である。

今回の計画では、破砕施設の一日当たりの処理能力が、それぞれ許可時の処理能力の 1.5 倍を超え、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当し、当該施設を増設に伴い、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか貴審議会の議を経る必要があるため付議するもの。

